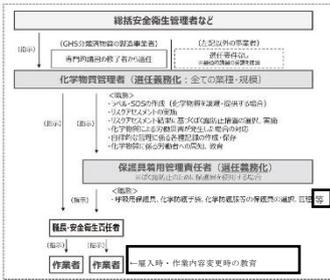
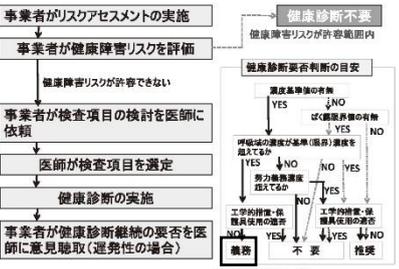
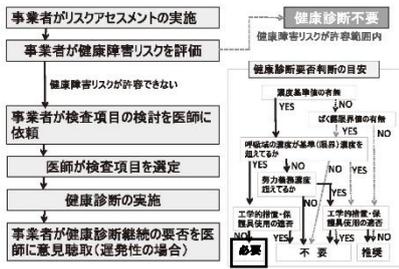


新版 建設業における化学物質管理者講習テキスト (No.134000)

(令和7年1月24日 初版)

正誤表

令和7年6月19日

頁	誤	正
	建設業における化学物質管理者講習に関する検討会委員名簿 〔委員〕 <u>加藤昌司</u>	〔委員〕 <u>加藤昌二</u>
7	31行目 ・・・、安衛法の <u>各案</u> に定められた・・・	・・・、安衛法の <u>各条</u> に定められた・・・
7	36行目 「通則」、「安全基準」、「衛生基準」、「特別 <u>規則</u> 」の4つから成る。(図1-1-2)。	「通則」、「安全基準」、「衛生基準」、「特別 <u>規制</u> 」の4編から成る(図1-1-2)。
7	39行目 違反した場合は、罰則の対象になる。	違反した場合は、罰則の対象になる <u>ものもある</u> 。
11	24行目 ・・・を証明できなければ罰則が <u>適応</u> される・・・	・・・を証明できなければ罰則が <u>適用</u> される・・・
17	図1-2-4 	 「←雇入時・作業内容変更時の教育」を追記
25	33行目 保護具着用管理責任者の選任は、 <u>作業所</u> ごとに行う。	保護具着用管理責任者の選任は、 <u>事業場</u> ごとに行う。
40	17行目 ・・・についての健康を <u>実施</u> する。	・・・についての健康 <u>診断</u> を実施する。
41	図2-3-1 	
42	16行目 ・・・判断した <u>場合</u> は、遅滞なく、当該作業者の従事業務内容等について、所轄 <u>労働基準監督署</u> に報告・・・	・・・判断した <u>とき</u> は、遅滞なく、当該作業者の従事業務内容等について、所轄 <u>都道府県労働局長</u> に報告・・・
49	5行目 ・・・アメリカ化学会が化学が <u>物質</u> に・・・	・・・アメリカ化学会が化学物質に・・・
49	10行目 ・・・キシレン： <u>キャス</u> 番号・・・ ・・・エチレン： <u>キャス</u> 番号・・・	・・・キシレン： <u>CAS</u> 番号・・・ ・・・エチレン： <u>CAS</u> 番号・・・

頁	誤	正
50	<p>図2-5-2 8行目</p> <p>安全取扱い注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺での<u>大気</u>、スパーク、高温物の使用を禁止する。 ・<u>作業着</u>、作業靴は、導電性のものを使用する。 ・照明や工具等の電気機器類は防爆型のものとする。 ・<u>所要済みウエス</u>、塗料かす等は廃棄するまで蓋つきの容器で保管する。 	<p>安全取扱い注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺での<u>火気</u>、スパーク、高温物の使用を禁止する。 ・<u>作業着</u>、作業靴は、導電性のものを使用する。 ・照明や工具等の電気機器類は防爆型のものとする。 ・<u>使用済みウエス</u>、塗料かす等は廃棄するまで蓋つきの容器で保管する。
75	<p>18行目</p> <p>発散源が<u>解放</u>されていて、・・・</p>	<p>発散源が<u>開放</u>されていて、・・・</p>
82	<p>9行目～11行目</p> <p><u>しかしながら・・・できない点には注意が必要である。</u></p> <p><u>CREATE-SIMPLEは、・・・評価できる。</u></p>	<p><u>CREATE-SIMPLEは、・・・評価できる。</u></p> <p><u>しかしながら・・・できない点には注意が必要である。</u></p>
87	<p>25行目</p> <p>・・・や特定化学物質障害<u>防止</u>規則で・・・</p>	<p>・・・や特定化学物質障害<u>予防</u>規則で・・・</p>
88	<p>13～15行目</p> <p><u>作業時には、有機溶剤を除去できる有機ガス用防毒マスクを着用する。</u></p> <p><u>防毒マスクは比較的高濃度でも数時間程度は有機溶剤を除去できるものが市販されているが、安全な着用時間の参考となる破過時間が防毒マスクの梱包・資料に記載されている。</u></p>	<p>(削除)</p>
97	<p>2行目</p> <p>・・・、危険性のある<u>化学物資</u>に・・・</p>	<p>・・・、危険性のある<u>化学物質</u>に・・・</p>
98	<p>39行目</p> <p>・・・、それより<u>下記</u>の順位の・・・</p>	<p>・・・、それより<u>下位</u>の順位の・・・</p>
112	<p>3行目</p> <p>・・・が揮発して<u>ガス</u>になっているか、・・・</p>	<p>・・・が揮発して<u>蒸気</u>になっているか、・・・</p>
112	<p>24行目～28行目</p> <p>・・・<u>ゴグル型</u>とスペクタクル（普通のめがねのような）<u>型</u>があり、スペクタクル<u>型</u>でも・・・あるが<u>ゴグル型</u>を・・・</p> <p>視力矯正用の・・・、<u>スペクタクル型</u>と同様に・・・できるタイプの<u>ゴグル型</u>の・・・</p>	<p>・・・<u>ゴグル形</u>とスペクタクル（普通のめがねのような）<u>形</u>があり、スペクタクル<u>形</u>でも・・・あるが<u>ゴグル形</u>を・・・</p> <p>視力矯正用の・・・、<u>スペクタクル形</u>と同様に・・・できるタイプの<u>ゴグル形</u>の・・・</p>
113	<p>写真4-4-1</p> <p>スペクタクル<u>型</u> <u>ゴグル型</u> <u>全面型</u></p>	<p>スペクタクル<u>形</u> <u>ゴグル形</u> <u>全面形</u></p>
117	<p>34行目</p> <p>・・・カタログ<u>や</u>メーカーに・・・</p>	<p>・・・カタログ<u>を確認したり</u>、メーカーに・・・</p>
117	<p>38行目～40行目</p> <p>粉じん等を取り扱う作業<u>では</u>不織布の化学防護服がよく知られているが、<u>耐透過性がない</u>・・・<u>注意が</u><u>必要</u>である。</p>	<p>粉じん等を取り扱う<u>作業用</u>の不織布の化学防護服がよく知られているが、<u>有機溶剤</u>に対する<u>耐透過性がない</u>・・・<u>注意が必要</u>である。</p>
134	<p>15行目</p> <p>・・・、消化管粘膜の損傷は<u>先行性</u>腹膜炎に・・・</p>	<p>・・・、消化管粘膜の損傷は<u>穿孔性</u>腹膜炎に・・・</p>
134	<p>20行目</p> <p>・・・救急車・医療機関<u>受診</u>する。・・・</p>	<p>・・・救急車・医療機関<u>で</u>受診<u>させる</u>。・・・</p>
136	<p>19行目</p> <p>・・・又は取り扱う事業ごとに・・・</p>	<p>・・・又は取り扱う事業場ごとに・・・</p>

頁	誤	正
190	<p>労働安全衛生規則 第594条の3</p> <p>事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「<u>皮膚等障害化学物質等</u>」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び<u>皮膚等障害化学物質等</u>を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、<u>不浸透性の</u>保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p>	<p>事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（<u>皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。</u>）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び<u>これらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。</u>）に労働者を従事させるときは、<u>当該労働者に</u>保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の<u>保護具について、これら</u>を使用する必要がある旨を周知させるよう努めなければならない。</p>